

徳島県規則第八十七号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項第三百号の次に次の二号を加える。

三百の二 家畜人工授精所開設許可証書換交付手数料

三百の三 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

別表第一徳島県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項中第四百五号の二を第四百五号の三とし、第四百五号の次に次の一号を加える。

四百五の二 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率若しくは壁面の位置

又は建築物の高さの特例許可申請手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。